

# O I T A かいごだより



## 【目次】

- 業務管理体制の整備に関する届出
- 介護給付費の算定に係る体制等に関する届出
- 介護職員等によるたんの吸引等
- 食中毒の発生予防について
- 結核院内（施設内）感染対策の手引きについて

## ●業務管理体制の整備に関する届出

介護サービス事業者には、業務管理体制の整備及びその届出が義務づけられています。

これは、法令厳守の義務の履行を確保することにより、不正行為を未然に防止するとともに、利用者又は入居者の保護と介護事業の適正化を図ることを目的としています。

事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数に応じて定められています。届出先は、事業所の設置状況に応じ、厚生労働大臣、地方厚生局長、都道府県知事又は市町村長に分けられています。

また、届け出た事項に変更があった場合は、遅滞なく変更の内容を届け出なければなりません。

### 【届出事項】

	届出事項	対象となる介護サービス事業者
1	・名称又は氏名 ・主たる事業所の所在地 ・代表者の氏名、生年月日、住所、職名	すべての事業者
2	「法令遵守責任者」の氏名、生年月日	すべての事業者
3	「法令遵守規程」の概要	事業所等の数（注）が20以上の事業者
4	「業務執行の状況の監査」の方法の概要	事業所等の数が100以上の事業者

（注）事業所等の数について

介護予防及び介護予防支援事業所を含み、みなし事業所（医療系）を除く。

### 【届出先】

	区 分	届 出 先
1	事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	-
	事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
	上記以外の事業者	地方厚生局長
2	地域密着型（介護予防）サービス事業のみを行う事業者であり、すべての事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村長
3	1及び2以外の事業者	都道府県知事

詳細については、下記のホームページをご覧ください。

**【ホームページ】 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出について**

<http://www.pref.oita.jp/site/144/gyoumukanritaseitodokede.html>

**●介護給付費の算定に係る体制等に関する届出**

介護給付費（介護報酬）の単位数は、施設基準に定められた事業所・施設の人員配置区分に応じ、厚生労働省告示等で設定されています。また、特定の要件を満たした場合に算定できる**加算**や、満たさない場合に行わなければならない**減算**があります。

事業所・施設は、**介護給付費（介護報酬）算定に関する体制等**について、**都道府県等に届出**を行うことになっています（指定申請書類等とは別に届出が必要）。

**【届出の締切日等】**

○指定（更新）申請の場合

指定（更新）申請書類と同様、指定（更新）予定日の一ヶ月前までに提出

○指定（更新）申請以外の場合

下記を除く、指定居宅サービス及び地域密着型サービス	・毎月15日以前に届出 → 翌月から ・毎月16日以後に届出 → 翌々月から
短期入所サービス・（地域密着型）特定施設入居者生活介護・認知症対応型共同生活介護・地域密着型介護老人福祉施設・介護保険施設	・届出が受理された日の翌月から算定 （月の初日の場合は、その月から算定）
訪問看護の緊急時訪問看護加算	・届出が受理された日から算定
<b>介護職員処遇改善加算</b>	・年度当初4月から加算の算定を受ける場合 加算算定開始年度の前年度の1月末まで ・年度の途中で加算の算定を受ける場合 加算算定月の前々月の末日まで

※加算等が算定されなくなる場合、当該事実が発生した日から加算等の算定はできません。このような場合は、上記に拘わらず、速やかに届出を行ってください。

**【届出提出時に必要な書類】**

下記のホームページのうち、サービス別ページに掲載された「届出の手引き」をご確認ください。

**【ホームページ】 介護保険法に基づく事業所、施設の指定・許可・更新・届出手続きについて**

<http://www.pref.oita.jp/site/144/kyokasinsei.html>

## ●介護職員等によるたんの吸引等について

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年 5 月 26 日法律第 30 号）の規定により、一定の研修を修了し認定を受けた介護職員等は、一定の条件のもと、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や介護老人保健施設、通所・訪問介護事業所等の事業所において、たん吸引等の医療行為を実施することができます。

ただし、実施するためには、以下の2つの要件を満たす必要があります。

- ① たん吸引等の医療行為を実施する**介護職員等**は、一定の研修を修了のうえ、**認定特定行為業務従事者**として県から認定を受けた者であること。
- ② **事業所**が、**登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）**として県から登録された事業所であること。

※対象となる医療行為…①たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）

②胃ろう又は腸ろうによる経管栄養

③経鼻経管栄養

詳細については、下記のホームページをご覧ください。

【ホームページ】介護職員等による喀痰吸引等（たんの吸引等）について

<http://www.pref.oita.jp/site/144/kakutan-syougai.html>

### 【キャリア形成促進助成金】

なお、介護職員がたん吸引等研修を受講するにあたり、一定の要件を満たしている事業所については、大分労働局の「キャリア形成促進助成金」を利用することが可能です。

詳細については、下記のホームページをご覧ください。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html)

### 《お問合せ先》

大分県高齢者福祉課 介護保険推進班 TEL：097-506-2696

【発行元】大分県高齢者福祉課 介護サービス事業班

TEL:097-506-2684

## ●食中毒の発生予防について

夏季に多発する食中毒を未然に防止するため、食中毒の発生しやすい気象条件になった日に、県より食中毒注意報を発令しており、本年度も下記のとおり食中毒注意報発令期間が定められましたので、お知らせします。ついては、食中毒の発生予防対策を徹底するようお願いいたします。

《食中毒注意報発令期間》 平成26年6月1日～9月30日

※食中毒注意報発令については、県民安全・安心メールでもお知らせしていますので、ご利用ください。(登録サイト：<http://www.bousai-oita.jp/>)

また、食中毒発生時における迅速な原因調査の実施や被害の拡大防止を図るため、検食の保存を行うほか、施設利用（入所）者や職員に食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じた場合には、最寄りの保健所や地域の医療機関等と連携を図るなど、適切な措置を講ずるようお願いいたします。

なお、食中毒の発生予防対策の実施にあたっては、下記のホームページをご参照ください。

### 【ホームページ】食中毒と予防法（食品安全・衛生課）

<http://www.pref.oita.jp/site/suishin/yobou.html>

### 【ホームページ】食品衛生カレンダー（食品安全・衛生課）

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13900/calendar.html>

## ●結核院内（施設内）感染対策の手引きについて

院内（施設内）における結核感染対策を目的に、「結核院内（施設内）感染対策の手引き」（厚生労働科学研究～新型インフルエンザ等新興・再興感染症研究事業）が取りまとめられたのでお知らせします。

ついては、従来の「結核院内（施設内）感染予防の手引き」（平成11年10月厚生労働省新興再興感染症研究事業）に代わるものとして活用し、結核対策に積極的に取り組むようお願いいたします。

なお、この手引きについては、下記のホームページに掲載されていますのでご覧ください。

### 【ホームページ】結核対策（健康対策課）

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/12200/kekaku.html>